第三条第一項の表を次のように改める。

自己資本の充実の状況に係る区分			
	信用金庫又は海外拠点を有しない信用金庫連合会	海外拠点を有する信用金庫連合会	命令
非対象区分	国内基準に係る単体自己資本比率四パーセント以上	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　単体普通出資等Tier1比率四・五パーセント以上 二　単体Tier1比率六パーセント以上 三　単体総自己資本比率八パーセント以上	経営の健全性を確保するための合理的自己資本比率の改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
第一区分	国内基準に係る単体自己資本比率二パーセント以上四パーセント未満	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　単体普通出資等Tier1比率二・五パーセント以上四・五パーセント未満 二　単体Tier1比率三パーセント以上六パーセント未満 三　単体総自己資本比率四パーセント以上八パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一　自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三　総資産の圧縮又は増加の抑制 四　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制 五　一部の事務所における業務の縮小 六　一部の従たる事務所の廃止 七　法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲
第二区分	国内基準に係る単体自己資本比率一パーセント以上二パーセント未満	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　単体普通出資等Tier1比率一・三パーセント以上二・二五パーセント未満 二　単体Tier1比率一・五パーセント以上三パーセント未満 三　単体総自己資本比率二パーセント以上四パーセント未満	

第三条第二項の表を次のように改める。

自己資本の充実の状況に係る区分			
	第二区分の二	第三区分	業務の全部又は一部の停止の命令
非対象区分	国内基準に係る単体自己資本比率一〇パーセント以上一一パーセント未満	国内基準に係る単体自己資本比率〇パーセント未満	業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により付随する業務に掲げる業務その他の規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 八　その他金融庁長官が必要と認める措置
第一区分	国内基準に係る単体自己資本比率〇パーセント以上一・五パーセント未満	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　単体普通出資等Tier1比率〇パーセント以上一・五パーセント未満 二　単体Tier1比率〇パーセント以上二パーセント未満 三　単体総自己資本比率〇パーセント未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
第二区分	国内基準に係る単体自己資本比率一パーセント以上二パーセント未満		

自己資本の充実の状況に係る区分		
	信用金庫及びその子会社等又は海外拠点を有しない信用金庫連合会及びその子会社等	海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等
非対象区分	国内基準に係る連結自己資本比率四パーセント以上	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通出資等Tier1比率四・五パーセント以上
		命令